

高等学校等における教育費の無償化に関する意見書（案）

多くの都道府県では、高等学校等における教育費負担を軽減するため、国の高等学校等就学支援金に上乘せする形で、独自の支援を行っている。

しかし、都道府県により支援の内容が異なることから、保護者や生徒などから、「居住地により教育費負担に大きな差が生じることは不公平である」との声が上がっている。また、私立学校においては県境を越えて通学する生徒がいることから、「同じ教室で学ぶ生徒同士で教育費負担が異なることは、教育上適切ではない」などの意見もある。さらに、国の支援と各都道府県の支援それぞれに申請が必要になるなど手続きが煩雑になり、申請漏れの原因となっている。

高等学校等における教育の機会を保障するためには、居住地により教育費負担に格差が生じないように、国が財源を確保し、教育費の無償化を図るべきである。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、高等学校等における教育費の無償化に向けて、高等学校等就学支援金の支給対象を拡大するとともに、支給上限額を引き上げるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月 日

東京都議会議長 宇田川 聡史

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

} 宛て